

競争的資金等の管理・監査規程

(目的)

第1条 この規程は、関西外国語大学(以下「本学」という。)における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という。)の取扱いに関して、適正な運営・管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本学の競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長を充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、総務部長を充てる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、率先してリーダーシップを発揮しなければならない。

(相談窓口等の設置)

第3条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関するルール等について学内外からの相談を受け付ける窓口担当者を総務部内におく。

また、穂谷学舎庶務課内に連絡窓口担当者をおく。

(不正防止計画の策定及び実施)

第4条 不正防止計画の推進を担当する者を総務部内におく。

また、穂谷学舎庶務課内に連絡窓口担当者をおく。

(納品検収確認業務窓口の設置)

第5条 本学における納品検収業務については、別に定める「科学研究費補助金の取扱いに関するルール」を準用する。

- 2 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、最高管理責任者が適宜決定する。

(通報窓口の設置)

第6条 学内外からの通報(告発)窓口担当者を総務部内におく。

- 2 不正に係る情報は、窓口担当者から統括管理責任者を経て最高管理責任者に適切・迅速に伝達する。

(不正使用に係る調査)

第6条の2 不正に係る情報が伝達された場合には、最高管理責任者が統括管理責任者に直ちに不正使用が疑われる事案についての調査を指示する。統括管理責任者は、直ちに関係部署と打合せの上真相解明のための厳正な調査を行い、進捗状況を最高管理責任者に報告する。

(モニタリング及び監査)

第7条 競争的資金等の適正な管理を行う為、監事及び会計監査人はモニタリング及び監査を行う。

- 2 本件に関しての手続は、別に定める「科学研究費補助金の取扱いに関するルール」を準用する。

(補足)

第8条 この規程を施行するために必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月20日から施行する。

改 定 平成22年9月25日